

# 子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



## <子育て世帯への臨時特別給付金とは…>

「子育て世帯への臨時特別給付金」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対する臨時的給付金（一時金）です。

令和2年4月分（児童が令和2年3月まで中学生だった場合は3月分）の児童手当受給者の方に支給します。

支給金額は対象児童1人につき**1万円**です。

ただし、特例給付（所得制限を超過）の方には支給されません。

## <支給方法について>

# 原則、申請は不要です！

板橋区

①区から子育て給付金のお知らせをお送りします。

②支給を希望しない場合等のみ、区ホームページより、「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書」を印刷し、記入してお送りください。

③児童手当登録銀行口座へ振り込みます。  
※令和2年3月まで中学生だった児童については、令和2年3月分までの児童手当を振り込んでいた口座へ振り込みます

子育て  
世帯

## 支給時期について

対象の方には令和2年6月末に支給する予定です。

- ※1 令和2年6月3日に発送の「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のお知らせ」が区に返戻されてしまっている方などは、上記支給予定時期にお振り込みできない場合がございますので、届いていない場合はお問い合わせください。
- ※2 給付を希望しない場合等は、令和2年6月12日までに届出書を郵送するか、窓口まで持参してください（郵送の場合は令和2年6月12日必着）。
- ※3 児童手当を受給中の方は、原則、児童手当と別の口座を指定することはできません。
- ※4 指定口座への振込が口座解約等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和3年2月末までに必ずご対応をお願いします（変更方法はお問い合わせください）。
- ※5 上記支給予定時期にお振り込みがなかった方は、平成31年度以前の現況届が未提出など、必要なお手続きがお済みでない可能性がありますので、お問い合わせください。

# Q & A

## **Q. 誰が対象児童ですか？**

A. 平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童であり、令和2年3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含まれます。

## **Q. 3月31日の翌日以後離婚した場合は誰に支給されますか？**

A. 離婚した場合についても、令和2年4月分の児童手当支給対象者が支給対象となります。

## **Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？**

A. 「子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、基準日の翌日以降に板橋区へ転入された方は、転入前の市町村にお問い合わせください。

※令和2年3月まで中学生だった児童については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

## **Q. 子どもが児童福祉施設等へ入所中ですが、どうなりますか？**

A. 児童福祉施設等に支給することになります。

## **Q. 子育て給付金は収入と認定されますか？**

A. 子育て給付金は収入と認定されません。

問い合わせ先  
板橋区役所 子ども政策課  
子どもの手当医療係  
電話：03-3579-2477

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

支給対象者の方に板橋区から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに板橋区の窓口または最寄りの警察にご連絡ください。